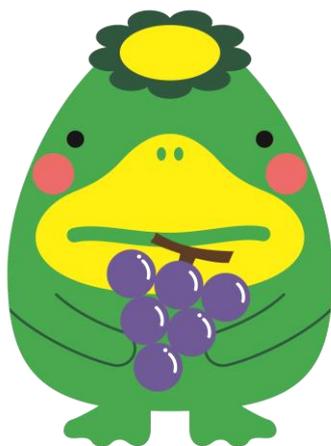


第3期  
久留米市食料・農業・農村基本計画

【資料編】



# 1. 久留米市食料・農業・農村基本条例

(平成 16 年 3 月 30 日久留米市条例第 11 号)

(前文)

久留米市の農業は、九州一の大河筑後川と緑豊かな耳納連山に育まれた筑後平野の肥沃な大地のもとで、先人たちの英知と努力によって様々な困難を乗り越えながら、多彩な農産物を生産し、県内有数の産地を形成してきた。

農業及び農村は、水と土を大切にしながら農産物を生産し、生命活動の源である食料を供給するだけでなく、四季折々の美しい景観の形成、水源のかん養、洪水の防止、生物多様性の保全等の多面的な機能を発揮する役割を担い、市民生活に大きな恵みをもたらしてきた。

しかしながら、近年、経済の国際化、農産物貿易の自由化、都市化の進展、食生活の多様化を背景に、農業者の減少や高齢化、農地の減少、食料の安全性への懸念等の食料、農業及び農村をめぐる様々な問題が発生している。

このようなことから、今後、本市の農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者の意欲向上はもとより、市民一人ひとりが、食料、農業及び農村の市民生活に果たしている役割の重要性についての理解を深め、地域で生産される農産物の域内での消費の促進を図ることが大切である。

私たちはここに、市民、農業者及び農業団体、食品産業の事業者並びに行政との協働により、食料に対する理解を深め、農業を本市の基幹産業として育みながら、魅力ある農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の食料、農業及び農村のあり方についての基本理念及びその実現に必要な基本的施策に関する事項を定めることにより、食料、農業及び農村に対する市民の理解を深めるとともに、性別・年齢を問わず農業者一人ひとりの持てる力が発揮され、安全で安心できる農産物の生産、流通及び消費が図られ、もって本市の農業及び農村が持続的に発展し、豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 食料は、健康で豊かな生活を支えるものであることから、安全で安心できる農産物が安定的に生産され、供給されることにより、将来にわたって食料に対する市民の信頼が確保されるとともに、地域で生産される農産物の域内での流通及び消費を促進し、食の重要性に対す

る理解の促進と地域特有の食文化の継承が図られなければならない。

2 農業においては、農地、農業用水その他の農業資源及び多様な担い手が確保され、これらが効率的に組み合わせられるとともに、自然環境と調和した持続的な発展が図られなければならない。

3 農村は、食料の生産のみならず、良好な景観の形成、水源のかん養、洪水の防止、生物多様性の保全、文化の伝承等の多面的な機能（以下「多面的機能」という。）を有する自然と人間との共生の場として整備され、及び保全されなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を推進する責務を有する。

(農業者及び農業団体の責務)

第 4 条 農業者及び農業団体は、自らが安全な食料の生産者であり、基本理念に示す農村における地域づくりの主体であることを認識し、自ら生産する農産物について積極的に情報を発信するとともに、安全で安心できる農産物を安定的に生産し、農業及び農村の振興に関し主体的に取り組む責務を有する。

(市民の役割)

第 5 条 市民は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、地域で生産される農産物の積極的な消費及び健康で豊かな食生活の実践に努めるものとする。

(事業者の役割)

第 6 条 食品産業の事業者は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、消費者への安全で安心できる食料の円滑かつ安定的な供給に努めるものとする。

(基本的施策)

第 7 条 市は、第 2 条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を、食料、農業及び農村の基本的な施策として、各々の施策相互の有機的な連携を図りつつ、推進するものとする。

(1) 消費者が安全で安心できる農産物入手し、食及び農に対する信頼感を持つために必

要な産地情報の提供等の施策

- (2) 学校、家庭及び地域社会等と連携した食と農に対する教育等による健全な食生活への理解の促進及び地域で生産される農産物を使った地域特有の食文化の継承に必要な施策
- (3) 農業及び農村に関する情報の提供、生産者と消費者の交流等による農業及び農村の有する生産及び多面的機能に対する市民の理解の促進に必要な施策
- (4) 農業の生産基盤である生産ほ場、農道及び農業用排水路等の整備並びに用水の確保、遊休農地の解消等による優良農地の確保に必要な施策
- (5) 効率的で安定的な農業経営体を基本に、女性農業者、高齢農業者、新規就農者等の多様な担い手の育成及び確保に必要な施策
- (6) 需要の動向に応じた高品質優良農産物の生産及び産地銘柄の確立等による収益性の高い農業経営及び競争力のある産地の育成に必要な施策
- (7) 農業者及び農業団体、食品産業の事業者並びに消費者の連携強化による地域で生産される農産物の域内での流通及び消費の促進に必要な施策
- (8) 産学官共同によるバイオテクノロジー等の農業関連技術の研究開発及び製品化に必要な施策
- (9) 農薬及び肥料の適正な使用、家畜排せつ物等有機物資源の有効利用による土づくり等に基づく環境保全型農業及び有機農業の推進に必要な施策
- (10) 農業及び農村の持つ多面的機能を十分に発揮させるための環境整備の推進に必要な施策
- (11) 女性農業者の社会的経済的地位の向上、就業条件の整備及び農業政策等の意思決定への参画促進等の環境整備による農村における女性の持てる力が発揮される男女共同参画社会の確立に必要な施策

(食料・農業・農村基本計画の策定)

- 第8条 市長は、前条に規定する基本的施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、安全で安心できる食料の供給並びに農業及び農村の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ広く市民の意見が反映されるよう

十分に配慮するとともに、第11条に規定する久留米市食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市長は、食料、農業及び農村をとりまく情勢の変化を勘案し、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、本市の食料、農業及び農村の状況並びに基本計画に基づく施策の実施状況を取りまとめ、毎年、公表するものとする。

(推進体制)

第10条 市長は、安全で安心できる食料の供給並びに農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備に関し必要な措置を講ずるものとする。

(食料・農業・農村政策審議会)

第11条 市に久留米市食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本計画の策定、施策の実施状況及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する重要な事項

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

## 2. 久留米市食料・農業・農村政策審議会 委員名簿

任期：令和元年5月9日～令和3年5月8日

区 分	所属団体・役職等	氏 名
学識経験者	九州大学大学院農学研究院研究院長、教授、農学博士	◎福田 晋
学識経験者	福岡県朝倉農林事務所久留米普及指導センターセンター長	仁田原 靖子
学識経験者	日本政策金融公庫福岡支店農林水産事業事業統轄	白石 哲也
学識経験者	株式会社筑邦銀行営業部ソリューショングループ長	小坪 洋明
農業者・農業団体	J Aくるめ 営農経済担当常務理事	吉田 守秀
農業者・農業団体	J Aくるめ青色申告会 会長	野村 勝浩
農業者・農業団体	J Aくるめ青年部部長、農事組合法人 e-FARM久留米理事	馬場 俊充
農業者・農業団体	青年就農者、中村果樹園（フルトリエ）	中村 美紗
農業者・農業団体	久留米市農業委員	田中 弥生
農業者・農業団体	福岡県女性農村アドバイザー	永松 真理
農業者・農業団体	福岡県女性農村アドバイザー	溝上 幹子
農業者・農業団体	有限会社 千広農産 代表取締役	稲吉 広樹
農業者・農業団体	J A福岡大城城島直売所利用組合 副組合長	市川 範子
農業者・農業団体	農事組合法人 ファームあおば 代表理事	森永 英司
農業者・農業団体	くるめ緑花センター協同組合 代表理事	高良 剛寿
消費者団体	スローフード協会筑後平野 監事	○吉永美佐子
消費者団体	NPO法人 久留米ブランド研究会 事務局長	矢次恵美子
食品産業	久留米青果株式会社 取締役主管部長	高尾 勝智
食品産業	一般財団法人 みどりの里づくり推進機構専務理事、道の駅駅長	半田 祐介

(◎会長、○副会長)

### 3. 第3期計画策定の経過

6回にわたる審議会での調査審議、久留米市議会経済常任委員会での調査審議、パブリックコメントによる市民の意見募集などを経て、令和2年3月に策定しました。

令和元年	5月	久留米市食料・農業・農村政策審議会へ「次期計画の策定について」を諮問
		久留米市食料・農業・農村政策審議会 第1回審議：第3期計画策定の考え方、スケジュール
	7月	久留米市食料・農業・農村政策審議会 第2回審議：第2期計画の総括（個別施策、施策指標）
	8月	久留米市食料・農業・農村政策審議会 第3回審議：第2期計画の総括（全体目標、成果指標）
	10月	久留米市食料・農業・農村政策審議会 第4回審議：第3期計画の検討（施策体系、主要施策、施策目標）
	11月	久留米市食料・農業・農村政策審議会 第5回審議：第3期計画の検討（主要施策、目標指標・数値）
令和2年	2月	第3期計画素案へのパブリックコメント募集 (2月1日～3月2日、2団体3名 28件)
	3月	久留米市議会経済常任委員会協議会報告：パブリックコメントの結果報告
		久留米市食料・農業・農村政策審議会（書面議決による審議会） 第6回審議：パブリックコメントの結果報告、答申案
		久留米市食料・農業・農村政策審議会から「第3期計画の策定について」の答申
	第3期久留米市食料・農業・農村基本計画策定	

## 4. 第3期計画答申のポイント

令和元年5月に「食料・農業・農村基本計画の策定」について、諮問を受け、当審議会  
で6回にわたって活発な議論を重ね、農業団体やパブリック・コメント等による市民から  
の意見を踏まえ、答申として取りまとめた。

答申は、将来にわたり持続可能な農業基盤を構築し、魅力ある「農業都市・久留米」と  
して成長していくための6年間の方向性を示したものである。

### 1. 審議のポイント

- (1) 人口減少社会や高齢化の進展による担い手や労働力の不足、貿易の自由化、地球温  
暖化による気候変動など、農業振興への大きな影響が懸念される。これらの環境変化  
に対応するため農業基盤の強化にしっかりと取り組む必要がある。
- (2) 本市は、多種多様な農産物の総合力により、福岡県最大の農業産出額を維持してい  
る。市民みんなが農業・農村の魅力を理解し、愛着と誇りを持つように、農業都市と  
してのブランド化を進めていく必要がある。

### 2. 計画の特徴

市民みんなにとって魅力ある農業都市として発展していくことを全体目標に掲げ、  
高収益型農業への転換や担い手の確保など、基本となる施策は引き続き推進してい  
くとともに、以下の課題に対する新たな施策を位置付ける。

#### (1) 労働力の確保

労働力不足に対応するため、農業現場を支える多様な人材の活用に向けた取  
組を推進する。

#### (2) 防災・減災対策

豪雨や台風等による自然災害の防災・減災対策を図るとともに、災害回避に  
向けた取組を促進する。

#### (3) 農業都市の魅力発信

「農業都市・久留米」のブランド力向上を図るため、魅力ある地域資源と農  
業が持つ様々な魅力を融合しながら、市の農業や農産物、農村の魅力を発信す  
る。

### 3. 計画の推進にあたっての要望

- (1) 計画の推進には、市や農業者・農業団体、市民、事業者が自らの責務や役割を認識  
し、実践していくことが必要不可欠であり、計画の周知に努めること。
- (2) 計画の推進にあたっては、定期的に目標指標の進捗状況や事業の実績等で施策の効  
果を測り、実施計画を見直すなど、適切な進行管理を行うとともに、審議会や市民へ  
公表すること。

## 5. 久留米市の特性

### (1) 久留米市の概要

本市は、九州の北部、福岡県南西部に位置し、九州の中心都市である福岡市から約 40 キロメートルの距離にあります。市域は東西 32.27 キロメートル、南北 15.99 キロメートル東西に長い形状を示し、総面積は 229.96 平方キロメートル、人口約 30 万 5,000 人を有する福岡県南部最大の都市です。

また、鉄道や高速道路網のクロスポイントに近く、博多駅まで新幹線で 17 分、福岡空港まで高速バスで約 45 分と、九州内はもちろん、国内外への移動に便利な交通の要衝となっております。

そのため、古くから、ゴム産業をはじめとする工業、商業、金融業などが栄え、県南の中核都市として発展してきました。

地勢は、市の北東部から西部にかけて九州一の大河・筑後川が貫流し、筑後川に沿って南側を東西に耳納山、高良山、明星山などの山々が連なっています。全体的に東南の山麓・丘陵地から、西北から西部にかけて緩やかに傾斜し、筑後川によって形成された広大な沖積平野の平坦地に続いています。

土地利用の状況は、総面積 22,996 ヘクタールのうち、農業振興に重要と位置づけられる農用地区域の農地として市域の 32%にあたる 7,284 ヘクタール（令和元年 12 月 31 日現在）を指定しております。

気候は、内陸型の有明気候区に属し、気温の年較差や降水量の年変化が大きいものの雪は少なく、温暖で四季の変化に富んでいます。



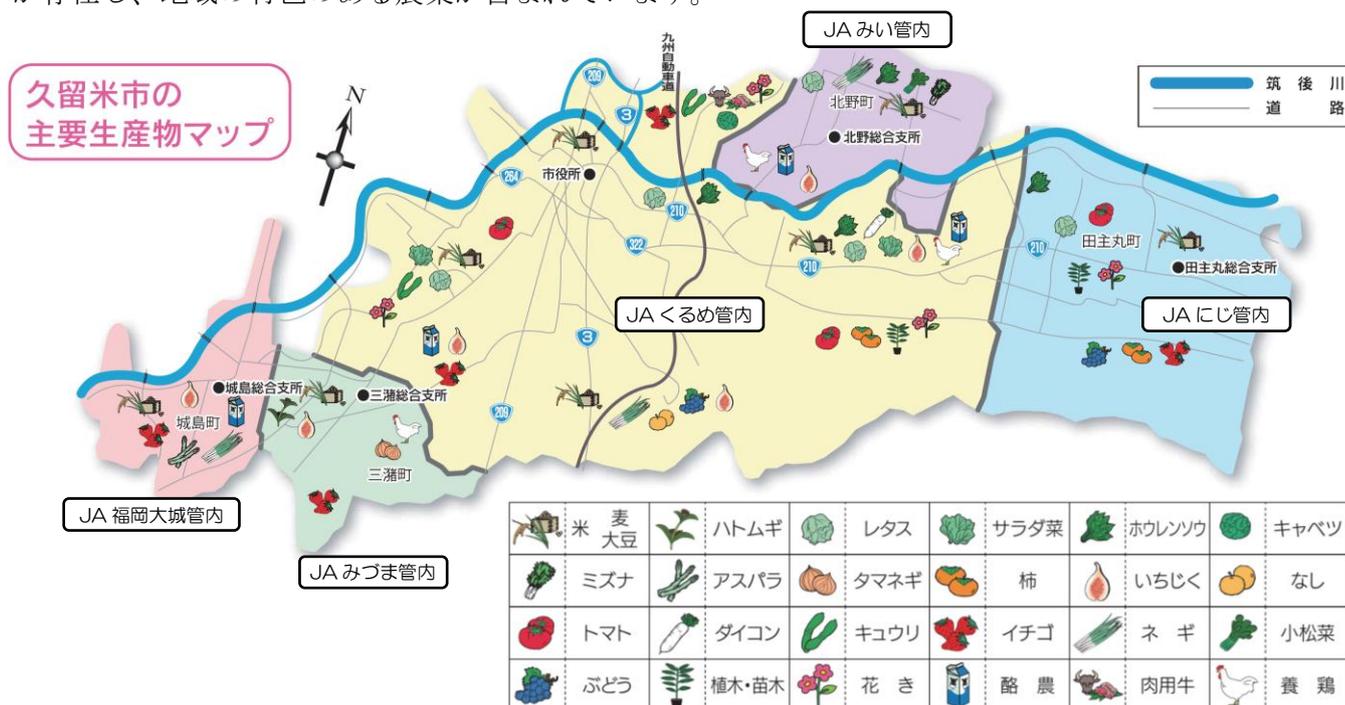
## (2) 農業の概要

本市は、九州一の大河筑後川と緑豊かな耳納連山に育まれた筑後平野の肥沃な大地のもと、米麦大豆をはじめ、野菜、種苗苗木類、畜産、花き、果実など多様な農業が営まれる県内最大の農業都市です。

農林水産省が公表している農業産出額は、福岡県内1位で、様々な品目において県内で高いシェアを誇っています。

地域別にみると、平野部を中心に米麦大豆、野菜、花き、畜産など様々な農業が営まれています。東部では果樹や植木苗木、北部では肥沃な土壌で100種類を超える野菜など多種多様な農産物が生産されています。なかでも施設園芸が盛んであり、利用集積により規模拡大が進展しています。西部では豊富な水資源を活用した米麦大豆などの土地利用型農業やイチゴ、青ネギ、アスパラガスなどの高収益型農業に取り組まれています。

また、市内には5つの総合農協（JAくるめ、JAにじ、JAみい、JA福岡大城、JAみづま）が存在し、地域の特徴のある農業が営まれています。



### 平成30年久留米市の農業産出額（推計）

内訳

	米麦大豆	野菜	果樹	花き	その他	畜産	合計
農業産出額(千万円)	509	1,293	194	349	264	369	2,978
占有率	17%	43%	6%	11%	9%	12%	100%

福岡県内順位

**1位 久留米市**  
[2,978千万円]

2位 八女市  
[2,376千万円]

3位 糸島市  
[1,594千万円]

市町村別農業産出額（推計）推移

	米麦大豆	野菜	果樹	花き	その他	畜産	合計
H1	1,135	695	176	110	749	557	3,422
H20	630	1,160	180	170	800	360	3,300
H25	550	1,560	180	330	570	310	3,500
H30	509	1,293	194	349	264	369	2,978

## ①米麦大豆

主要農産物である米は、『ヒノヒカリ、元気づくし、夢つくし』などを中心に3,320ヘクタールの水田で年間15,600トン（令和元年作付面積、生産量）を生産しています。これは、県内第1位の生産量を誇り、シェア約10%を占めます。

米の生産においては、集落営農組織や認定農業者を中心に、トラクターやコンバイン等の大型機械の共同利用や共同の病害虫防除を行うなど、効率的な経営が行われています。

また、近年は、主食用米に加えて牛の粗飼料となるWCS（ホールクロップサイレージ）の生産が増えており、392ヘクタール（平成30年作付面積）で生産されているところです。

麦は、水田の裏作（冬季）で生産され、『シロガネコムギ』や『チクゴイズミ』、福岡県が開発した日本で初めてのラーメン用小麦（通称：ラー麦）『ちくしW2号』などの小麦や、焼酎・みその原料となる『ハルシズク』などの大麦が生産されています。

大豆は、国の新たな米政策に伴う米の需給調整等により、米を作付けしない水田を有効に利用するため、802ヘクタールの水田で1,310トン（平成30年作付面積、生産量）を生産しており、シェア約10%を占めています。



大型コンバインによる稲刈作業



米麦等の感想調整施設（カントリーエレベーター）

## ②野菜

野菜の生産は、市内全域で多種多様な野菜が生産されています。露地栽培のリーフレタスやほうれんそう、たまねぎ、カブなど、施設栽培ではサラダ菜やイチゴ、小松菜、みずな、トマト、きゅうりなどが生産されており、国・県の事業等を活用してハウスなどの施設や機械の導入など生産基盤整備を進め、収益性が高く活力ある園芸産地の育成・拡大が図られています。

近年は、北部を中心に雇用型農業が定着し、大規模にハウスでの周年栽培をされており、施設園芸の一大産地になっています。

これらの野菜の多くは、JAや市場を通じて、東京・大阪・福岡などの大消費地に出荷されており、近年では、市とJAが連携して大消費地に対するPR活動を進め、久留米産農産物の認知度向上を図っています。

特に、サラダ菜やリーフレタス（非結球レタス）の生産量は、県内で高いシェア率を持ち、サラダ菜は約82%、リーフレタスは約72%となっており、全国でもトップクラスを誇る競争力のある農産物としてブランド化に取り組んでいます。



### ③果樹

果樹は、耳納北麓を中心に、ブドウやナシ、柿、イチジクが栽培されています。

ブドウやナシでは施設栽培が導入されています。ブドウでは、『巨峰』をはじめ、近年では『ピオーネ』や『シャインマスカット』の生産が盛んです。ナシでは『幸水、豊水、新高、新興』などが栽培され、特に藤山町で生産されているナシは、「藤山なし」のブランドで販売されています。柿では、『西村早生、早秋、太秋、富有』などが栽培されていますが、近年では福岡県が品種開発した種がほとんどない甘柿の『秋王』の栽培も増えてきています。

さらに、JAや市場等を通じた販売だけでなく、耳納山麓地域を中心にブドウや柿の観光農業、民泊も盛んであり、福岡都市圏などの消費者へ向けたPRや、魅力づくりを推進しています。



### ④植木苗木・花き

草野町、山本町から田主丸町までの耳納北麓地域を中心に、クルメツツジ、ツバキ、サツキ、モミジ、果樹苗木など多種多様な植木苗木が生産され、卸売市場や個人出荷等を通じて全国に出荷されています。また、田主丸町を中心に生産されている柑橘果樹苗木の生産量は全国的に高いシェアを誇っています。

しかし、街路樹や公共施設の植栽などの需要の減少、消費者ニーズの変化によって、植木苗木の販売額は減少傾向であり、ニーズに即した品種や生産方法の転換が必要となっています。

ツツジやツバキでは、「久留米世界つつじセンター」や「久留米世界のつばき館」、「つばき園」などを拠点とし、ツツジ、ツバキのPRを進めるとともに、新たな品種開発や育種に取り組んでいます。

花きでは、カーネーションやユリなどの切り花、シクラメンや洋ランなどの鉢物の生産が盛んです。



### ⑤畜産

地元で育てた牧草を利用して、古くから乳用牛や肉用牛を中心に採卵鶏などの畜産が盛んに行われています。特に、乳用牛の飼養頭数は県内1位を誇り、「博多和牛」や「はかた地どり」のブランド肉も県内で有数の産地となっております。

しかし、生乳価格の低迷や飼料価格の高騰等により、農家数、飼養頭数とも減少傾向であり、品質の向上や自給飼料の拡大による生産コストの低減などの、経営体質の強化が図られているところです。

また、畜産農家から出される糞尿から堆肥を生産し、稲作農家から出される稲わらと交換するなど、資源を有効活用した「耕畜連携」による循環型農業が行われています。



### (3) 主要品目の生産状況

(出典：「福岡県農業統計調査」、「福岡県農林水産部畜産課調査」)

	H25年産	H26年産	H27年産	H28年産	H29年産	県内シェア (H29年産)	県内順位 H25→H29
米 (t)	19,500	18,600	18,100	18,600	19,000	10.46%	1位→1位
小麦 (t)	8,440	8,970	7,750	7,000	7,190	14.40%	2位→2位
大豆 (t)	1,730	1,770	1,680	1,340	1,460	10.81%	2位→2位
いちご(t)	1,788	1,613	1,634	1,669	1,589	11.99%	1位→2位
ほうれんそう(t)	4,400	1,074	3,830	3,740	1,214	61.31%	1位→1位
レタス(t)	9,692	9,770	9,924	9,640	8,095	58.87%	1位→1位
うち非結球レタス (t)					6,583	71.52%	— →1位
うちサラダナ (t)				1,089	1,107	82.42%	— →1位
たまねぎ(t)	1,379	960	1,380	632	363	20.97%	1位→1位
みずな (t)				1,092	1,093	66.40%	— →1位
トマト (t)	1,747	1,568	1,263	1,362	1,423	11.24%	3位→2位
こまつな (t)				5,223	6,022	88.04%	— →1位
きゅうり (t)	1,220	1,078	1,226	1,035	995	16.02%	3位→2位
かぶ (t)				789	770	41.20%	— →1位
ねぎ (t)	461	414	414	375	365	6.21%	3位→3位
かき(t)	1,287	1,349	1,168	1,483	1,564	14.96%	3位→3位
ぶどう (t)	865	825	838	1,271	1,292	20.04%	3位→1位
日本なし(t)	282	212	212	208	211	3.87%	—
いちじく (t)	76	72	65	58	63	5.80%	—
カーネーション(千本)	4,860	4,760	2,560	1,160	1,238	28.28%	1位→2位
ゆり(千本)	1,367	1,353	1,194	255	333	13.08%	2位→2位
シクラメン・鉢(千本)	120	120	115	115	125	26.32%	2位→1位
洋ラン・鉢(千本)	540	540	492	121	261	40.47%	— →1位
乳用牛(頭)	3,011	2,839	2,731	2,685	2,529	18.62%	1位→1位
肉用牛(頭)	2,683	3,055	3,000	2,930	2,967	13.88%	4位→2位
ブロイラー(羽)	76,745	89,368	86,870	87,855	96,343	8.33%	5位→4位

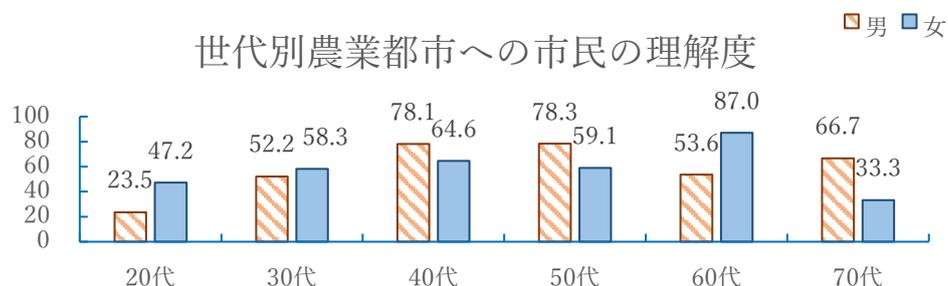
※米、小麦、大豆は収穫量、いちごから洋ランまでは出荷量、牛、ブロイラーは飼養頭羽数

## 6. くるモニの結果（令和元年度）〔抜粋〕

### （１）農業都市への市民の理解度

問：久留米市は、米麦大豆をはじめ、野菜、花き、植木・苗木、畜産など多様な農業が営まれており、県内で最も農業が盛んな農業都市であることを、あなたは、「くるモニ」参加する前から知っていましたか。（○は1つ）

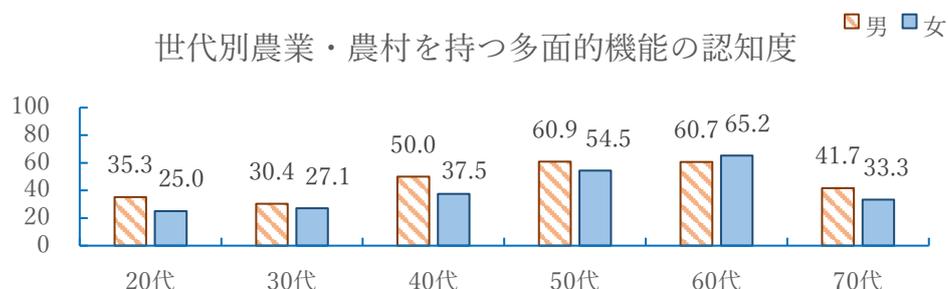
	知っていた
男	60.7%
女	61.1%
計	61.0%



### （２）農業・農村の持つ多面的機能の認知度

問：水田や畑には、洪水を防止する、暑さをやわらげる、多くの生物を育むなどの多面的機能（農業・農村の多面的機能）があることを、あなたは、「くるモニ」に参加する前から知っていましたか。（○は1つ）

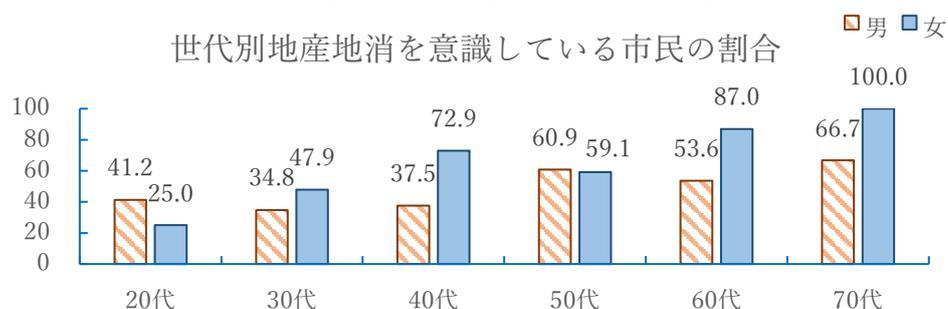
	知っていた
男	48.1%
女	37.8%
計	42.2%



### （３）地産地消を意識している市民の割合

問：あなたは日常の食生活で、久留米産農産物を食べるように意識していますか。（○は1つ）

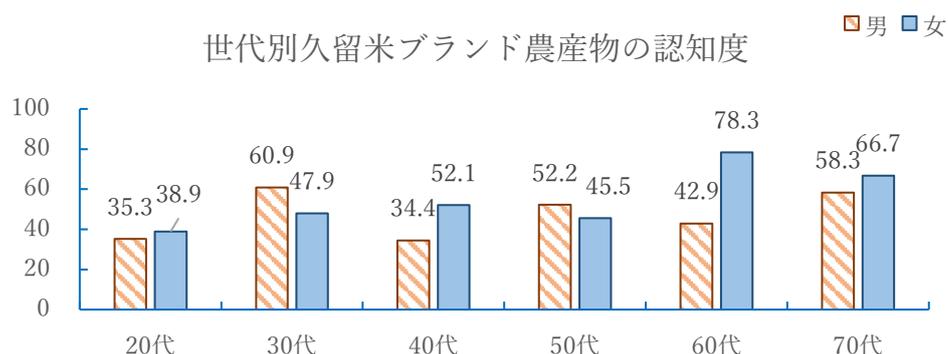
	意識しているまたはどちらかと言えば意識している
男	47.4%
女	57.0%
計	52.7%



### （４）久留米ブランド農産物の認知度

問：久留米ブランド農産物「リーフレタス」または「サラダ菜」について、「くるモニ」に参加する前から知っていましたか。（○は1つ）

	知っていた
男	45.9%
女	51.1%
計	48.9%



## 7. 久留米の農業を映像で！

### (1) 久留米産農産物プロモーション動画

久留米の農業の素晴らしさを知ってもらい、もっと久留米の農産物を食べてもらうために、農産物のプロモーション動画を初めて作成しました。

軽快なオリジナルソング「くるめさん、ぐるめさん」にのせて、たくさんの野菜や果物、子どもたちが野菜を食べる様子など、映像が満載で、久留米産の農産物も約40品目登場します。

動画共有サイト「YouTube」で配信中です。



くるめさん ぐるめさん



で検索または、  
下のQRコードからアクセス



### (2) 久留米で活躍する農業者のインタビュー動画

久留米市ホームページで、住みやすいまち「久留米」、農業のまち「久留米」の紹介や久留米で活躍する農業者を紹介しています。

久留米への移住や、久留米での就農を考えている人に、「久留米で農業はじめませんか？」と活躍する農業者のインタビュー記事や動画を配信中です。



久留米市ホームページで

新規就農者



で検索または、  
下のQRコードからアクセス



## 8. 食料・農業・農村関連の動き

第2期計画の計画期間中の主な出来事は、次表のとおりです。

年	月	内容
H27	4	農地情報が閲覧できる「全国農地ナビ」の利用開始。
	5	農地中間管理事業による担い手への貸付開始。
	8	台風15号により農産物、農地、農業用施設など、約2億1千万円の農業関連被害発生。 農業委員会だよりを発刊。
		「全国道の駅人気投票ランキング」で道の駅くるめが10位（1,059駅中）を獲得。 林道耳納線が林道維持管理コンクールの福岡県治山林道協会会長賞を受賞。
	11	久留米市TPP対策プロジェクト会議を発足。 「JAF会員が選ぶ！イチオシ道の駅グランプリ in 九州 201」で道の駅くるめが県内1位、九州・沖縄で4位を獲得。
H28	1	自衛隊演習場（高良台）内での有害鳥獣捕獲に関する覚書を締結（全国2例目）。 低温・降雪により田主丸地域の苗木が約6億4千万円の被害発生。
	3	久留米市農業振興地域整備計画を策定（合併前の市町毎に定めていた計画を一本化）。 第3次久留米市食育推進プランを策定（計画期間：令和2年度まで）。 久留米市中央卸売市場第10次市場整備計画を策定（計画期間：令和2年度まで）。
	7	久留米市キラリ創生総合戦略「くるめでやってみん農・就農なんでん応援事業」を開始。
	9	筑後川中流地区において国営施設機能保全事業（ストックマネジメント事業）を着手（第1期計画令和7年度まで）。 久留米市キラリ創生総合戦略「耳納北麓（職遊一体型）グリーンアルカディア創生パッケージ事業」を開始。
	11	久留米市長とうきは市長による初の2市連携トップセールスを福岡市ベジフルスタジアムで実施。
	12	農地法に基づく農地転用（第4条、第5条）の許可及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づく開発行為の許可を県から権限移譲し、指定市町村となる。
H29	2	JAくるめのサラダ菜部会が県内初のグローバルGAP認証を取得。
	3	8年ぶりに市町村別農業産出額の推計値（H27年）が公表され県内1位。
	4	農地法及び農振法の権限移譲による制度運用開始。農業委員会の農地転用窓口を本庁一元化。 つつじまつりが60周年。
	5	平成26年の「リーフレタス」に続き、「サラダ菜」を久留米産ブランド農産物に選定。
	7	市長任命制による初めての農業委員の改選（24名）。新たに農地利用最適化推進委員も委嘱（29名）。
	8	東京にオープンしたアンテナショップ「福岡久留米館」で「キラリ久留米農産物フェア」を開催。
	9	市内小学6年生約3,000人に「藤山なし」を配布。併せて農業の多面的機能の役割を周知。
	10	中央卸売市場水産物部を地方卸売市場へ転換し業務開始。 皇居で催される宮中新嘗祭に献穀する米と粟を、60年ぶりに栽培・献納（草野町）。

		道の駅くるめで「第 37 回全国豊かな海づくり大会福岡大会」関連行事が開催。
	12	筑後川下流地区において国営施設機能保全事業（ストックマネジメント事業）に着手（第 1 期計画令和 8 年度まで）。
H30	1	北野町の女性農業者檜原美智子氏が「農業の未来をつくる女性活躍経営体 100 選 (WAP100)」に選出。
	2	農業・工業・商業・居住・観光などの観点から特性を活かした都市づくりを検討する「都市づくりプロジェクト」が発足。
	4	全国つつじサミット 2018in くるめが開催され 15 自治体、38 団体が参加。
		国による米の生産調整が廃止。 多面的機能支払交付金活動組織数が 100 組織となり、活動面積が県内 1 位。
	7	久留米産農産物の PR 動画完成。挿入歌「くるめさん ぐるめさん」が話題。 久留米信愛短期大学の学生の振り付けによるダンスも完成。
		平成 30 年 7 月豪雨により農産物約 12 億 8,800 万円、農業機械等に 12 億 3,900 万円の被害が発生。過去最大の補正予算を編成。
	8	空き家バンクで農地が付属した空き家（条件有）も登録可能となる。
	12	久留米市初の農業に関するテレビ CM とラジオ CM を実施。
	H31	2
3		農業委員会、市、JA、土地改良区で構成する久留米市農地利用最適化協議会を発足。
4		「久留米市と九州大学大学院農学研究院等との連携協力に関する協定」を 5 年更新を行う。 （協定期間：令和 5 年度まで）
		農家民泊の受け入れ開始（当初 6 農家）。
R1	7	記録的大雨により農産物約 3 億 2,000 万円、農業機械等約 1 億 3,000 万円の被害が発生。
		西鉄電車の車内ビジョンと福岡市天神のソラリアビジョンで久留米産農産物 PR 動画を放映。
		アンテナショップ「福岡 久留米館」閉館
	8	7 月に続き記録的大雨により農作物が約 5 億 3,000 万円、農業機械等が約 1 億 8,000 万円の被害が発生。
	9	台風 17 号により農作物が約 4 億 9,000 万円、農業機械等が約 9,000 万円の被害。
		道の駅くるめが JNTO（日本政府観光局）の外国人観光案内所認定を取得。
11	令和初の「第 45 回ふるさとくるめ農業まつり」を新たな会場で開催。	
R2	2	東京の福岡県アンテナレストラン「福扇華」で、初めて 5JA 合同での PR 事業を実施。
		俳優の藤吉久美子氏を「くるめ農産物 PR アンバサダー（KAPPA）」に委嘱。

## 9. 用語解説

### 【あ行】

卸売業者	全国から生鮮食料品等を集めて、市場内において、競り売りなどで販売している事業者
------	---

### 【か行】

学童農園	小学児童たちが農業体験等を通して、食と農の大切さを学ぶ機会を提供するため、地域の農業者やJ A、教育委員会、行政が連携して、田植えや稲刈りの指導、農業の話などを行うもの。
家族経営協定	家族経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に対し、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている。
観光農園	農産物の収穫体験などができる農園。久留米市では、ぶどう、柿、いちご等のフルーツ狩りが盛ん。
G A P（農業生産工程管理）	農業において、食品安全、環境保全、労働安全の3つの安全を柱とし、持続可能な農業生産を確保するための生産工程管理のこと。各工程の実施、記録、点検、評価により継続した改善活動を行う。
協働	市民、市民公益活動団体、地域コミュニティ組織、事業者、行政などが、お互いの立場や特性を理解し尊重しながら、対等の立場で、それぞれの役割と責任において、独自に、あるいは、連携・協力して、地域の課題解決やまちづくりに取り組むこと。
久留米市食料・農業・農村基本条例	市の農業振興における、食料、農業、農村の各分野の基本理念を掲げ、それを達成するために、市、農業者・農業団体の責務、施策を総合的・計画的に推進するための理念等を掲げた条例であり、西日本の市町村で初めての農業振興に関する条例。
久留米市新総合計画・第4次基本計画	「水と緑の人間都市」を基本理念に、「誇りがもてる美しい都市」、「市民一人ひとりが輝く都市」、「活力あふれる中核都市」の3つの都市像を目指した都市づくりの基盤となる計画（計画期間：令和2年～7年度）
くるめふるさと大使	久留米市の魅力を広く発信し、市の認知度や都市イメージの向上や市政への有益な情報の提供を得るため、久留米市にゆかりがあり、様々な分野で活躍されている方を大使に委嘱している。
耕作放棄地	統計上、「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、かつ数年の間に再び耕作する考えの無い土地」と定義されているが、本計画では現地調査により把握した通常の農作物では作物の栽培が不可能な「荒廃農地」を指す。
耕畜連携	米や野菜等を生産している農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給する等、耕種サイドと畜産サイドの連携を図ること。
交流人口	その地域を訪れる（交流する）人のこと。その地域に住んでいる人「定住人口」（又は居住者・居住人口）に対する言葉。
雇用型農業	家族従事者だけでなく、常時雇用や臨時雇用をして経営する農業。

### 【さ行】

施設園芸	ビニールハウスやガラス温室などの施設を利用して野菜や果樹、花き等を栽培する経営。1年を通して栽培できるなどの特長がある。
周年栽培	ある作物を、1年を通じて生産し供給できるように栽培すること
集落営農組織	集落等を単位とし、生産行程の全部又は一部について共同で取り組む組織。
出荷者	生鮮食料品等を市場へ出す人
障害者就労継続支援事業所	通常の事業所に雇用されることが困難である者に対し、就労機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等

	の支援を行う事業所。
新規就農者	過去1年のうちに新たに就農した者で、年間150日以上従事する者。または、農業法人等へ就職した者。
水源のかん養	水田に貯えられた水は徐々に浸透して地下水となるほか、直接河川を流れる水よりも長い時間をかけて下流の河川に戻される。このような、地下水を豊かにする機能や、川の流れを安定させる機能のこと。
スマート農業	ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化や高品質生産等を可能とする農業のこと。
制度資金	法律や条令に基づいて、その政策目的を遂行するために、国や地方公共団体が財政から資金を融通したり、民間金融機関の融資に対して利子の補給を行うことにより、有利な条件で融資を行う制度
セーフコミュニティ	セーフコミュニティ認証センターによる国際認証制度。事故やけがは、原因を究明することで予防できる」という理念に基づいて、予防に重点を置き、地域社会全体で進める安全安心なまちづくりの取り組みやそれを行う地域のこと。
SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）	社会的ネットワークの構築の出来るサービスやウェブサイトで、人と人とのつながりを促進・サポートする「コミュニティ型の会員制のサービス」または、そのようなサービスを提供するウェブサイトと定義。広義的には、電子掲示板も含まれる。

### 【た行】

ため池	降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう、人工的に造成された池のこと。
多面的機能	農業や農村が持つ生産機能以外の機能のこと。私たちの生活に恩恵をもたらす「国土の保全」、「水源のかん養」、「良好な景観の形成」、「文化の伝承」、「食料の安全保障」などの機能が挙げられる。
地産地消	地域で生産された農林水産物をその地域内で消費する取組。食料自給率の向上や環境負荷の少ない社会の構築にも寄与する取組である。
長寿命化	施設の老朽化を防ぎ、長く安全に使用するため、改修工事や修繕を行い、使い続けること。
TPP11	環太平洋の12カ国が、域内の関税を即時撤廃することを原則に、締結国間の完全自由貿易を目指す協定（平成30年12月30日発効）。
土地利用型農業	米麦大豆などに代表され、反当たり収入は低いが、農地を大規模に使い作業の多くが機械化されている農業。

### 【な行】

日欧EPA	平成30年に締結された日本と欧州連合間における、貿易や投資など経済活動の自由化による連携強化を目的とする経済連携協定（平成31年年2月1日発効）。
日米貿易協定	日本とアメリカ合衆国間の自由貿易協定（令和2年1月1日発効）。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法の規定に基づき農業者が作成した「農業経営改善計画」を市町村に提出し、その計画を市町村が「農業経営基盤強化に関する基本構想」に照らして適当であると認定をした農業者。所得や労働時間の目標などの基準がある。
農家民泊	農家に宿泊したり、農作業体験を行う取り組み、制度。旅館業法の許可が必要なく、一般の農家でも実施できる。
農業算出額	国（大臣官房統計部）が、生産農業所得統計における都道府県別農業産出額を農林業センサス及び作物統計を用いて案分し、市町村別に推計として毎年公表しているもの。
農業振興地域	総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき指定されている区域。
農業就業人口	調査期日前1年間に、農業のみに従事した者、又は、農業と兼業の双方に従事したが農業の従事日数が多い者。
農業用排水路	農業の用水及び排水のために設ける水路のこと。
農地情報公開システム（全国農地ナビ）	農地中間管理機構による農地の集積・集約化や、新規参入への支援を目的として、全国の農業委員会の農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開するシステム。H27.4月から稼働し、誰もがいつでも無料で、インターネットで農地を探す

	ことができる。
農地所有適格法人	法人形態によって農業を営む法人（農業法人）の中で、農地法第2条第3項の要件に適合し、農業経営を行うために農地を取得できる農業法人のこと。
農地中間管理事業	地域ぐるみで担い手などへの農地の集積・集約化を進めるための支援事業のこと。農地中間管理機構が借り受け、貸付を行う。
農地の利用集積	特定の農業経営体が「所有」、「借入」、「農作業受託」により農地の利用を集約化すること。
農福連携	障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。

### 【は行】

パブリック・コメント	公の機関が政策や条例、計画などを作る過程で市民の皆さんの意見を募集する手続きのこと。
複合経営	米と野菜など、2つ以上の部門を組み合わせた経営。統計上は、販売収入が80%以上を占める部門が一つもない農家。
ポジティブリスト制度	一定量等の農薬が残留する食品の販売等を禁止する制度

### 【ま行】

### 【や行】

有害鳥獣	人畜や農作物等に被害を与える鳥獣。久留米市ではイノシシ、タヌキ、カラスが主である。
------	---

### 【ら行】

6次産業化	農業などの一次産業が食品加工・流通・販売など経営の多角化を行うこと。農業経済学者が提唱した造語（一次産業×二次産業×三次産業）。
-------	--